

入札説明書

この入札説明書は、平成31年3月4日付け平成31年古平町告示第5号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当部局

〒046-0192

古平郡古平町大字浜町40番地4

古平町役場総務課総務係（電話 0135-42-2181）

2 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア デジタルカラー複合機の賃貸借（搬入、設置、点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給等複合機にかかる一切の費用を含む。）

イ 調達台数及び予定複写数量 13台及び1月当たり124,400枚（13台合計）

(2) 契約の目的の仕様等 別紙「仕様書」による

(3) 履行期間 平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日まで

なお、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。

(4) 履行場所 古平郡古平町大字浜町40番地4 古平町文化会館

(5) 入札方法 複写片面1枚当たりの単価で行い、モノクロ、2色刷り及びカラー印刷にかかる1枚当たりの単価をそれぞれ記載すること。なお、落札決定額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を小数点第2位まで入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 平成31、32年度古平町入札参加資格者名簿（物品・役務）において、物品賃貸業に登録されていること。

(3) 古平町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後のものは除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

4 契約条項を示す場所

古平郡古平町大字浜町40番地4 古平町役場総務課総務係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 古平郡古平町大字浜町40番地4 古平町文化会館2階 オリオン

(2) 入札日時 平成31年3月13日（水） 午前10時

(3) 開札場所 (1) に同じ

(4) 開札日時 (2) に同じ

6 開札に立ち会うものに関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

7 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金 免除

ただし、契約に締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、入札日の前日午後5時までに、上記1で示す場所に「一般競争入札申込書」及び上記2に掲げる競争入札資格を有することを証明するため「競争入札参加資格審査申請書」の写しを郵送又は持参により提出すること。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 送付による入札の可否

否

8 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、古平町財務規則第88条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 落札者との契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより町が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 無効入札

開札のときにおいて、3に規定する資格を有しないものとした入札、古平町財務規則第91条各号に該当する入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(3) 前金払

前金払はしない。

(4) 概算払

概算払いはしない。

(5) 部分払

部分払はしない。

- (6) 入札の執行
初度の入札において、入札者が一人の場合であっても、入札を執行する。
- (7) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) その他
この公示のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。